

## お知らせ

教員免許更新制に関する最近の報道にありますように、来年の早い時期に関係法令の改正により、同制度は発展的解消（廃止）の見込みです。これにより、令和4年度以降に修了確認期限(有効期間満了の日)を迎える方の教員免許状更新の必要がなくなります。このため、12月5日に開催した当機構理事会において、現在募集中である**2021年度 e-TAMAGO 冬期講習は開催しないこと**とし、募集を停止します。

すでに申し込んだ方には事務局から個別にご連絡いたします。受講料を納入済の方には全額返金の予定です。教員免許更新講習 e-TAMAGO は上に記した関係法令の改正により正式に終了となりますが、近日中に詳しい説明を本 HP に掲載します。

2021年12月8日

教員免許状更新講習 e-TAMAGO

一般社団法人教員育成研究機構